

国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法12条の4による旅行取引条件説明書面および12条の5に定める契約書面の一部となります)

募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社サンバレー那須観光(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

旅行のお申込み・契約の成立時期

当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段またはホテル来場時に承ります。募集型企画旅行契約は、当社らが予約の承諾をした時点で成立するものとします。

旅行のお申込み条件

- 20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
 - 身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。
- 当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- 参加にあたり特別の条件を定めた旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件を満たしていないときは、ご参加をお断りする場合があります。

旅行代金のお支払い

旅行代金は、原則宿泊施設チェックアウト時にお支払いいただきます。

旅行代金について

旅行代金はパンフレット等に記載の金額になります。旅行代金は取消料、違約料、変更保証金の計算の基準となります。

旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は旅行開始日の前日から起算して15日目にあたる日より前にお知らせします。

旅行契約の解除

(1) お客様による解除

お客様は、下記の取消料を支払って、いつでも旅行契約を解除することができます。

- 当社の責任とならないローンの手続き等の事由によるお取消の場合も下記の取消料を申し受けます。
- お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - 旅行代金が増額されたとき
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

旅行開始日7日前～2日前	旅行開始日前日	旅行開始日当日(開始前)	旅行開始後又は未連絡不参加
30%	40%	50%	100%

日帰り半日バスツアーは、前日まで無料とさせていただきます。

(2) 当社による解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示) 申込条件の不適合
病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

添乗員

添乗員は同行いたしません。

当社の責任及び免責事項

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。

お荷物に關係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)

また次のような場合は原則として責任を問いません。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別保障規定により、死亡保証金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として入院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害保証金(15万円を限度)
(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)

旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行なわれた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更保証金を支払います。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1)旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限り)	1.0	2.0
(4)運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(5)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

お客様の責任

お客様の過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

個人情報の取扱いについて

当社は旅行申込みの際にいただいた個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、商品やキャンペーンのご案内、アンケートのお願い、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用していただくことがあります。

当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

その他

ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。